



© Studio Ghibli

3.1.1 現在

世帯数 61,909(111増) 男 60,957(70増)

人口 123,828(221増) 女 62,871(151増)

※世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。( )内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

イベント等の最新情報については、事前に各担当部署や主催者にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

### 子どもを見守る家カンガルーのポケット 新デザイン決定

市民の皆さんから10,624票の投票があり、その結果、右の作品に決定しました。多くの方に投票いただき、ありがとうございました。

今後、文字やレイアウトなどの調整を行い、新プレートは4月ごろに発表する予定です。

☎指導室指導係 (☎042-387-9877)



### 市アーティスト等緊急支援事業第2弾を実施 アーティスト等が作成した動画作品をYouTubeチャンネルで配信します

この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、活動の機会を失っている市内のアーティスト等を支援し、また、市民に元気や希望を届ける機会を創出することを目的としています。

第2弾は、以前に応募できなかった方が応募しやすくなるように要件を見直しましたので、ぜひご応募ください。

なお、動画を制作する前に事業計画書を応募していただき、動画作品は、事業計画書の審査後、おおむね1か月以内に提出していただきます。

■募集テーマ 元気や希望を届け、市のP

Rに資するもの

☑要件を満たし、第1弾で選定されていない個人またはグループ※要件は市ホームページ参照

定60人程度(1グループ10人以内)

■謝礼 1人当たり5万円(1作品当たり上限30万円)

他▷予算に達した段階で、応募受付を締め切る場合があります▷募集期間外の申し込みは無効です

目 1月18日～29日に、Eメールでコミュニティ文化課文化推進係 (☎042-387-9923) s030299@koganei-shi.jpへ

## 市・都民税(住民税)、所得税及び復興特別所得税(所得税) 間もなく申告の時期です

申告期間は2月16日(火)～3月15日(月)  
(窓口での申告は土曜・日曜・祝日を除く)

### 市・都民税の申告は市役所へ

申告していただくのは、令和2年中の所得です。所得が給与のみの方で勤務先から「給与支払報告書」が小金井市に提出される方、所得が公的年金のみの方で支払先から「公的年金等支払報告書」が小金井市に提出される方、市内に住んでいる方の扶養親族の方、税務署に確定申告をする(した)方以外は、市・都民税の申告が必要です。▷申告期間中の2月21日(日)、28日(日)、3月7日(日)、14日(日)午前9時～午後1時に臨時窓口を開庁して申告の受け付けを行います▷記入済のものは郵送で申告できます

■申告書の入手方法 2月上旬に前年の状況に応じて郵送します。用紙が届かなかった方や、新たに必要になった方は、市役所市民税課で入手できるほか、市ホームページからダウンロードできます  
■申告に必要なもの 令和2年中の所得や控除に関する書類(源泉徴収票、生命保険や国民年金保険料の支払額証明書等)。詳細は市ホームページをご覧ください

### 所得税の確定申告は武蔵野税務署へ

■確定申告会場の開設 2月1日(月)～3月15日(月)の午前8時30分～午後4時(提出は5時まで) ※土曜・日曜・祝日を除く  
▷2月21日(日)、28日(日)は開場します  
▷開設期間中は、駐車場は使用できません

▷混雑回避のために申告会場で入場整理券を配付します。混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります

▷相談は申告期間前も受け付けています

▷作成済みの確定申告書は、申告期間内に限り、市役所でもお預かりします※相談や過年度分のお預かりはできません

■申告書の入手方法 前年の状況に応じて、1月下旬に武蔵野税務署から郵送します。用紙が届かなかった方や、新たに必要になった方は、税務署で入手できるほか、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます  
▷1月18日(月)から、市役所市民税課でも配布します(数に限りがあります)

■ID・パスワード方式によるe-Taxでの確定申告 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンから確定申告書の作成ができます。作成した確定申告書は、ID(利用者識別番号)とパスワードがあれば、ご自宅等からe-Taxで送信(提出)できます。IDとパスワードは、税務署で即日発行しています。詳細は国税庁ホームページをご覧ください

### 税理士による無料申告相談

時 2月2日(火)～4日(木) 午前9時30分～11時、午後1時～3時  
※混雑回避のために申告会場で入場整理券を配付

します。混雑状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります

所 小金井 宮地楽器ホール小ホール

対 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

※▷不動産・株式の譲渡所得がある方は除きます▷相続税の相談は行っていません

他▷車での来場はご遠慮ください▷確定申告に必要な書類、前年の申告書等の控え、印鑑およびマイナンバーに係る本人確認書類(マイナンバーカードまたは番号確認書類)等をご持参ください

☎武蔵野税務署個人課税部門(☎0422-53-1311)

### 公的年金を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除かれます。なお、この場合でも、所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告が必要となります。

### 医療費控除について

税制改正により、医療費控除を受けるための手続きが変わりました。従来の医療費領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。領収書の添付では医療費控除を受けられませんのでご注意ください。

※領収書は自宅で5年間保存する必要があります

☎▷市・都民税=市民税課市民税係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9819)

▷所得税=武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎0422-53-1311)